

## 「AI時代の知的財産権検討会」の開催について

2023年10月4日

内閣府知的財産戦略推進事務局

## 1. 目的

- 生成 AI をはじめとする AI 技術の急速な進歩は、社会における様々な創作活動の在り方にも影響を及ぼしており、AI と知的財産権の関係をめぐり新たな課題を惹起している。
- 様々な AI ツールが生み出され、普及していく中であって、それらの開発・提供・利用を促進し、我が国経済社会の発展につなげていくためにも、生成 AI の懸念やリスク等への対応を適切に行う必要がある。
- 以上を踏まえ、AI と知的財産権等との関係をめぐる課題への対応について、関係省庁における整理等を踏まえつつ、必要な対応方策等を検討するため、「AI時代の知的財産権検討会（以下、本検討会）」を開催する。

## 2. 主な検討事項

- 本検討会においては、生成 AI と知的財産権等との関係をめぐる懸念やリスクへの対応の推進に向けて、以下の検討を行う。
  - ① 法的課題の整理
  - ② 法的ルールによる対応について
  - ③ 法的ルール以外による対応について（技術による対応や収益還元の在り方等）
  - ④ その他
- また、AI 技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方等についても検討を行う。

## 3. 委員

- 本検討会は、次に掲げる者であって、新たな法的課題等への対応に取り組み、又はそれらに関し識見を有するものをもって委員とする。
  - ① 民間事業者
  - ② AI 関連分野の有識者
  - ③ 法律関連分野の有識者
  - ④ その他

#### 4. その他

- 本検討会は、必要があると認められた際に参考人を招いて意見を聞くことができる。
- 本検討会は原則として公開し、事務局へ事前登録を行った者は傍聴することができる。
- 本検討会の会議資料及び議事録は、原則として会議開催後公開する。
- 座長は、会議又は会議資料若しくは議事録を公開することにより率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるときその他必要と認めるときは、これらの全部又は一部を非公開とすることができる。
- 本検討会の庶務は、関係省庁の協力を得て、内閣府知的財産戦略推進事務局において処理する。
- この決定に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

## 「A I時代の知的財産権検討会」委員一覧

\*五十音順、敬称略

(委員) ◎座長

上野 達弘 早稲田大学法学学術大学院法務研究科教授  
江間 有沙 東京大学未来ビジョン研究センター准教授、  
理化学研究所革新知能統合研究センター客員研究員  
岡崎 直観 東京工業大学情報理工学院情報工学系知能情報コース教授  
岡田 淳 弁護士、森・濱田松本法律事務所  
岡田 陽介 (株)A B E J A代表取締役CEO兼CTO  
奥邨 弘司 慶應義塾大学大学院法務研究科教授  
佐渡島庸平 (株) コルク代表取締役社長  
新 清士 デジタルハリウッド大学大学院教授、  
(株) AI Frog Interactive 代表取締役  
竹中 俊子 ワシントン大学ロースクール教授、  
慶應義塾大学大学院法務研究科教授  
田村 善之 東京大学大学院法学政治学研究科教授  
福井 健策 弁護士、骨董通り法律事務所  
福田 昌昭 (株)Preferred Networks コンシューマープロダクト担当VP  
◎渡部 俊也 東京大学執行役・副学長、未来ビジョン研究センター教授

### 【オブザーバー】

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局  
文部科学省 文化庁 著作権課  
経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室  
経済産業省 商務情報政策局 コンテンツ産業課  
経済産業省 特許庁 総務部 総務課  
法務省 刑事局 刑事課  
総務省 情報流通行政局 参事官  
総務省 情報流通行政局 情報通信作品振興課  
総務省 国際戦略局 技術政策課 研究推進室  
公正取引委員会 事務総局 官房 参事官

### 【事務局】

内閣府 知的財産戦略推進事務局